(司会)

定刻になりましたので、ただいまから、北川原公園ごみ搬入路のこれまでの経過と市民参画による違法状態の解消策を探る検討会の発足などについての説明会を開催いたします。

本日は、酷暑の中、また大変お忙しいところご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

まずは、本日出席させていただいている職員を紹介させていただきます。

市長の大坪です。副市長の荻原です。総務部長の竹村です。まちづくり部長の岡田です。政策法務課長の永島です。緑と清流課長の高木です。ごみゼロ推進課長の小澤です。施設課長の細谷です。都市計画課長の浅川です。最後に司会を務めさせていただきます環境共生部主幹の川鍋です。以上となります。

今回の説明会から、明星大学の伊藤雅春教授にご出席をいただいております。伊藤先生には、このあと説明いたします違法状態解消に向けた検討会で、都市計画や市民参画の専門家の委員としてご参加いただくこととなっております。違法状態の解消に至るまで、専門家として、また第三者的な立場で携わっていただこうと考えているところでございます。

また、本日は裁判の原告団の代表の方にもご参加いただいております。のちほど、ご挨拶を いただければと思います。

それではまず、配布資料の確認をさせていただいきます。受付の際に、説明用のスライドと 浅川水再生センターを位置付けた際に配布した昭和53年当時の広報 A3 判になります。 日野市・国分寺市・小金井市の可燃ごみ共同処理の覚書、最後にアンケート調査票、以上4 点の資料をお配りしています。なお、昭和53年当時の広報は、下水道施設として都市計画 決定した当時の状況がわかる資料としてお配りしたものでございます。ご参考にしていた だければと思います。

資料はお手元にありますでしょうか?

本日は前のスクリーンを使いまして20分ほど説明させていただきます。

その後、質疑応答に入らせていただきますが、会場の都合もあり、遅くても15時半ころまでには終了したいと思いますので、ご協力をお願いします。

本日の説明会は、手話による通訳が入ります。また、開催案内でもお知らせさせていただきましたが、オンラインによるライブ配信と後日録画配信を行います。個人が特定されない範囲で撮影させていただきますので、ご了承いただければと思います。

それでは始めさせていただきます。開催に先立ち、市長の大坪より挨拶させていただきます。 (市長)

本日は大変暑い中、そしてお休みの日にこの説明会にお集まりいただきまして誠にありがとうございます。北原公園ごみ搬入路裁判は、令和4年9月8日に最高裁にて、上告受理の申し立てが不受理となり、二審の東京高裁の判決が確定いたしました。市としても、私自身としても、本件通行路の設置は、3市共同のごみ処理の流れの中で、地元の方と話し合いながら、地元の長年の思いを実現することができたもの、違法ではないと考え、総合的な政策判断に基づき行ったことでありました。しかし、結果として、都市計画を変更せずに通行

路を設置した、その私の判断、行為が市に損害を与えたとされました。市民の皆さま方、特に北川原公園周辺の方々には、ご心配、ご迷惑をおかけしましたことを心よりお詫び申し上げます。

思い返せば、平成25年に私が市長に就任する際に、馬場前市長が決断した、3市共同での廃棄物処理の広域化方針を引き継ぎ、事業を進めてきたとこであります。当初は、本件通行路については、地元の皆様の思いを酌んで、将来公園として整備するという都市計画に則した、公園内の通路も兼ねる「公園兼用工作物」として整備する考えでありました。平成27年に具体的な配置図の案ができた段階で、関係官庁から兼用工作物には当たらないと、その方針が否定されました。本来であれば、このタイミングで一度立ち止まって、住民の皆さまの意見を聞きながら、都市計画について再考するべきであったと思います。しかし、3市のごみを溢れさせてしまってはならないとの思いから、今振り返れば、都市計画法等の趣旨を見誤り、このような手法を採ってしまい、結果的に、その甘い判断が今回の事態を招いてしまったところでございます。今回の事態、市政に混乱を招いてしまったことについては深くお詫びを申し上げます。

今後は、判決の趣旨、法の趣旨を重く受けとめ、都市計画と異なる施設を設置した、その違法状態の解消に向けて、また、北川原公園の未来と搬入路の検討を、誠心誠意力を注ぎ、取り組んでいきたいと考えているとこでございます。これまで、市民のみなさまには広報等を通じてお知らせをするだけでありました。今回、判決から時間が経ちましたが、市民のみなさまにご説明させていただく場を設けさせていただきました。

なお、本日は原告団の方もご出席をいただいており、このあと、ごあいさつをいただきますので、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。よろしくお願い申し上げます。 (司会)

続きまして、本日ご参加いただいております原告団を代表しまして、窪田様からもご挨拶をいただきたいと思います。窪田様、よろしくお願いします。

(原告団代表)

本日原告団から中谷さんと窪田、私二人で参加させていただいておりますけれども、窪田から報告させていただきます。

「北川原公園内に設置されたごみ搬入路が違法である」として違法支出に対する市長個人の責任を求めた住民訴訟は、20年11月12日の東京地方裁判所判決と21年12月15日の東京高等裁判所判決において市民の訴えが認められ、22年9月日野市長の上告受理申し立てが不受理となって、確定いたしました。その後、日野市議会は、市長の個人責任の免責議決をし、市長は別途金銭責任を負うという結果になって金銭賠償問題は終結いたしましたが、判決は、「都市計画が行政をしばる」あるいは「都市計画を使って市民が行政に対して提言する」という貴重な先例になったと考えております。今、北川原公園計画の原点に立って考えていく必要があるのではないか。日野市としてもそうでしょうし、私たち原告団もこの訴訟を通じてそのことを痛感してまいりました。北川原公園のある日野市石田地域は、土方歳三の生家やその幕所のある石田寺のある地域で、観光スポットにもなってお

りますが、ごみ焼却施設、し尿処理施設、下水道施設等が集中する地域でもあります。判決ではいわゆる「嫌悪施設」と表現しておりました。日野市の下水道の終末処理場が石田地域につくられる計画は、1978年、昭和53年11月に決まりました。当時の市長、森田さんは、「この大事業を達成する力は、全市民の決意と合意を結ぶまごころである」、「ゴミとし尿処理場も同じ地域にあるのに加えて下水処理場を持ち込むのかと被害感と不満感が地域感情となっている」状況の下、「環境を根本的に良くする対策と、日野市の玄関にふさわしいまちづくりを進める」と公約して同地域の区画整理事業と北川原公園計画を打ち出したのでした。今回の裁判は、この原点を再確認する機会となったと考えております。

原告団は、判決確定後直ちに、搬入路の公園外への設置などを日野市に求めました。日野市は、極めて迅速且つ積極的に対応され、判決確定の翌月には、原告団と合意し、「北川原公園が都市計画決定された歴史的経緯から、同公園の早期実現と公園外へのゴミ搬入路の設置が求められていることをふまえ、技術的、財政的な問題も含めてあらゆる方策を検討する。市民参加、市民合意の下に検討を進める。」など4項目の合意を結びました。原告団も、この合意を実現するために日野市との協議を重ねて、今日に至った次第であります。

私どもは今回のこの動きは、新しい市民自治への挑戦であると思っております。日野市は今、これまでの経緯と北川原公園づくりを阻害しないごみ搬入方法の検討について、地元の方々はじめ全市民に向けて説明と対話に乗り出しました。今日これが2回目で合計 8 回説明会を行うということで、あまり見られない画期的な挑戦だと思います。以上の報告と意見交換の場は、その重要な機会になると考えております。私たちは、この市政の新しい積極的な方針が、ごみ搬入路を公園外に設置し北川原公園づくりを大きく前進させる重大な決断であると受け止めております。

市と原告団の合意書は、第2項目、第3項目で、新設した可燃ごみ共同処理施設は石田地区から「30年で撤退する」との地元住民に対する約束を守ること、そのために、小金井市、国分寺市との協議をすみやかに開始するとともに、日野市民もまた、この約束を守る責任を共有し、ごみゼロ社会の実現に向けた抜本的なごみ減量の取り組みを進めることをうたっています。本日は、この点についても忌憚のないご意見を交換され、市民と行政が語り合う、貴重な機会としていただきたいと思っております。ゴミ搬入路問題を日野市と市民の自治的な努力によって解決し、市民の共同で魅力のある北川原公園をつくり機会となるように、また、30年後を展望したごみ処理の在り方とまちづくり全体を行政と市民の共同で大きく前進させる機会とするために、原告団もこれを尽くしたいと思いっております。本日はよろしくお願いいたします。

(司会)

ありがとうござました。それでは、説明に入らせていただきます。前のスクリーンかお手元 の資料をご覧いただきながら説明をお聞きください。それでは、市長お願いいたします。

(市長)

それでは、着座にて説明させていただきます。

逐 語 録

【スライド3ページ】

まず、はじめに、これまでの経緯でございます。北川原公園のごみ搬入路については、日野市、国分寺市、小金井市の3市による共同処理施設の建設とともに、検討してきた課題でありました。日野市内も含め、3市の可燃ごみ処理施設へのごみ収集車の通行路として、北川原公園予定地に暫定的に設置したものです。この通行路の設置は、暫定的であっても、都市計画法に違反するとして提訴され、住民訴訟として争ってきたもので、昨年9月に最高裁にて上告不受理となり、市の敗訴が確定しました。今回の説明会は、この判決を真摯に受け止め、まずは、この裁判がどのようなものだったのかを、市民の皆様に説明させていただき、ご理解いただくところから進めていくべきと判断し、開催させていただきました。

【スライド4ページ】

次に、公園、搬入路及び周辺の状況について、でございます。まず位置関係を確認したいと 思います。こちらの図面は、上が国立方面、下が八王子方面で、上部に多摩川、中央下から 右上にかけて浅川が流れております。多摩川上流側から、北川原公園、公園を分断する形で 日野バイパスが通り、その右の多摩川下流側が浅川水再生センター、さらにその右の下流側 の合流点付近がクリーンセンターとなります。

【スライド5ページ】

まず、クリーンセンターについて説明させていただきます。クリーンセンターは、可燃ごみ・不燃ごみ・資源ごみの処理や分別を担っている施設でし尿処理も行っております。昭和の3 O年代ごろから、ごみの収集や処理は、住宅密集地域や大規模な住宅団地が出てきたことによって、個々の処理から一括した収集、処理が必要となってまいりました。また、し尿処理は、農家の肥料として利用しておりましたが、畑だけでは処理しきれず、また化学肥料の普及によって、肥料としての需要が減って、処分に苦慮し始めておりました。このような状況から、昭和34年に日野市衛生処理場を設置し、一括してごみ焼却、し尿処理を開始したのが、クリーンセンターの始まりであります。昭和48年には、地元の皆様と協議する場となる地元環境対策の会議体も発足しております。昭和60年には、現在の日野市クリーンセンターに名称を変更し、人口増加に併せて処理量や施設規模も拡大し、現在に至っております。

次に、浅川水再生センターでございます。急速な都市化に対応するため、流域下水道施設が必要となって、地理的、地形的に適地であると判断され、この地域が選定されました。今日、会場にお越しの方には、昭和53年に発行した広報をお配りしております。当時の状況や背景、施設概要がわかる資料となりますので、ご参考にしていただければと思います。このような背景から、浅川水再生センターは昭和54年1月に東京都の流域下水道施設として都市計画決定されました。昭和55年には事業が認可されて、昭和62年から建設工事に着手し、平成4年から運転を開始しております。

【スライド7ページ】

【スライド6ページ】

続きまして、北川原緑地と北川原公園について、でございます。この図面は、緑地と公園の位置を示しております。浅川水再生センターが計画される前は、下流側に北川原緑地があり

ました。

【スライド8ページ】

浅川水再生センターの用地は、昭和36年から北川原緑地として、都市計画決定がされていました。昭和54年に流域下水道施設として都市計画決定したことは先ほど申し上げましたが、それに併せてこの北川原緑地は廃止することとなりました。ただし、クリーンセンターでの、ごみ、し尿処理や浅川水再生センターでの下水処理など、いわゆる迷惑施設が隣接されており、周辺地域の環境改善を図るためには、緑地や公園等の設置が必要であるとし、新たに北川原公園として都市計画決定をしております。この北川原公園については、日野バイパスを挟んで、下流側は浅川水再生センター用地として、東京都が用地取得をしております。また、日野バイパスの上流側は、昭和58年9月より日野市が用地取得をしており、平成18年に用地取得は完了しております。

【スライド9ページ】

次に、ごみの搬入について、でございます。この図面はごみの搬入ルートを示しております。 青い矢印は、浅川堤防ルートで、モノレール通りから新井橋北側のクリーンセンター入り口 交差点を右折左折し、浅川沿いを通るルートとなります。赤い矢印は、多摩川堤防ルートで、 日野バイパスから北川原公園のごみ搬入路を経て、多摩川沿いを通るルートとなります。 20号バイパスの上り方面側は、日野市の入口、小金井・国分寺2市の出口となります。また、下り方面側は、日野市の出口、小金井・国分寺2市の入口となっております。

【スライド10ページ】

こちらは、現在の北川原公園の概略図となります。図面の左側が八王子方面で、右側が国立方面となります。国道 20 号バイパスの上側が北川原公園で、いろいろな広場があり、駐車場も整備されております。また下側は、市が東京都から借用し、北川原広場として一般開放しております。黄色い線は、収集車がごみ焼却施設に向かうルートとなっております。また、緑の線は、ごみ焼却施設から帰るルートを表しております。

【スライド11ページ】

次にごみの搬入状況でございます。3市による可燃ごみの共同処理は、令和2年4月より本格稼働しております。3市の共同処理以前は、すべてのごみ収集車は先ほど説明した浅川堤防ルートを通って搬入しており、一日当たりの平均では、約160台のごみ収集車の往来がありました。3市の共同処理以後は、これまでの浅川堤防ルートを通行する収集車は、日野市の不燃ごみや資源ごみの収集車となりました。現在、一日当たりの平均では、約90台の収集車が往来しており、以前と比べ、70台の低減が図られております。また、日野市も含め3市の可燃ごみの収集車は、多摩川堤防ルートから搬入することになっております。現在、一日当たりの平均では、約170台のごみ収集車が往来しており、両ルートあわせて、一日当たり平均100台増えている状況であります。

【スライド12ページ】

次に、今回の裁判の経過、流れについて、詳しく説明いたします。北川原公園用地にごみ搬 入路を設置した背景としましては、やはり3市での共同処理を決定したことが大きな要因

となります。しかし、3市での共同処理の話が出る以前から、搬入ルートについては課題を 抱えておりました。市では、長年、周辺地域の皆様との環境対策について対話をしてきてお りますが、平成17年に当時の協議の場であったクリーンセンター地元環境対策委員会に おいて、従来の浅川堤防ルートを変更するよう要望を受けておりました。喫緊に迫った2市 の可燃ごみを受け入れるにあたり、周辺の住宅地に配慮する必要があり、また地元の要望に 沿うことから、北川原公園予定地に共同処理の期限である30年間の暫定措置として収集 車の専用路を設置いたしました。その後この専用路については、公園の機能も兼ねられるよ う計画を策定し、公園兼用工作物として供用開始しており、現在に至っております。

【スライド13ページ】

このような市の対応について、今回ご出席いただいている原告団の方々から、ひとつは「都市計画の変更手続きをしないでごみ搬入路を設置したことは都市計画法違反である」ふたつ目として「市長の裁量権を逸脱するもので、このごみ搬入路に公金を支出したことは違法である」ということで、住民監査請求が提出されました。その理由は、先ほど説明した北川原公園を位置付けた背景には、迷惑施設が集中するこの地域に対する感謝の意が込められており、ごみ搬入路の設置は地域の環境改善にはならず、また公園機能とも両立はしない、としております。住民監査請求とは、市に不当な会計行為等があるときに監査を求めることができる制度で、今回の住民訴訟の前提となるものでございます。また、監査結果に不服等があった場合に裁判所へ訴訟を起こすことができます。住民監査請求では、日野市の監査委員による監査が行われ、その結果、住民側の請求は棄却されております。このため、次の段階として、住民訴訟に移っていき、今回の裁判となりました。

【スライド14ページ】

次に判決について、でございます。1審、2審とも市は敗訴し、市は控訴及び上告し最高裁まで進みました。2審の判決内容は、原告側が主張されていた「都市計画を変更せず通行路を設置したことは都市計画法違反であること」、「市に対しては搬入路を設置したことで市に損害を与えたとして、市長個人に約2.5億円の支払いを請求せよ」というものであります。理由としましては、通行路はごみ運搬車の通行路で公園の効用を有するものとは言い難く、また、30年間の使用は暫定的な利用とは言えない。このため、通行路の設置は都市計画の実質的な変更と評価すべきものである、というものでありました。そして、市は最高裁に上告し、令和4年9月8日に不受理となり判決が確定したところでございます。

【スライド15ページ】

判決が確定したことにより、現在の公園内の搬入路は違法状態となりました。この判決結果を受けて、市としましては、立ち止まって検討すべき時期があったわけでありますが、3市のごみを溢れさせてはならないとの思いから前へ進めてきており、そのことを深く反省しなければならないと考えております。また、地方自治の本旨、住民自治のあり方、市民参画のあり方という問題に大きく関わるものとして受け止めているところでございます。このような反省や市の受け止め、また北川原公園及びごみ搬入路が違法状態であり早期の解決が必要であることから、令和4年10月に市と原告団との間で合意書を取り交わすことに

なりました。この合意内容に沿って、都市計画法における違法状態の解消に取り組んでいく ことになります。

【スライド16ページ】

このスライドが原告団と取り交わした4つの合意項目となります。1つ目は、北川原公園の歴史的経緯から、同公園の早期実現と搬入路の公園外への設置が求められていることを踏まえ、技術的、財政的な問題も含めて、あらゆる方策を検討すること、また、広く市民や研究者、専門家を募り市民参画、住民合意のもと検討を進めること、としています。今回の説明会は、広く市民を募り、また市民参画や住民合意の前提として、市の説明や理解していただく努力も足りないと判断し、開催しているものとなります。2つ目は、3市の可燃ごみ処理施設の計画・建設過程において、行政に対する不信感、住民同士の意見対立を招いてきたことを市長として深く反省し、日野市から概ね30年間で撤退することを3市で再確認し、すみやかに協議を開始すること、3つ目は、脱焼却を含めたごみゼロ社会の実現を目指し、「30年間で撤退」することを市民と共有し、市民参加で抜本的なごみ減量の取り組みをすすめること、4つ目は、確定した判決の内容、及びこの合意書に基づく日野市の方針を国分寺市、小金井市、浅川清流環境組合に報告し、理解と協力を求め、またその際、判決および合意の内容などを、原告団とともに直接報告する機会をつくること、となっています。

【スライド17ページ】

次に市長個人に対する約2.5億円の請求について、でございます。こちらにつきましては、約2.5億円の市の債権を放棄する議案を令和4年第1回日野市議会臨時会に上程しています。この債権放棄の議案を上程した理由については、本件契約締結については、あくまで日野市クリーンセンターへの廃棄物搬入ルートの沿線住民の安全安心の確保と、住環境の保全を図るために行ったものであり、市長個人に不法な利得を図る目的はなく、かつ、現に不法な利益は得ていないため、であります。この議案については、議会の中で慎重に議論を尽くしていただき、その結果として、全会一致で可決していただいております。これにより債権は放棄させていただくことになりましたが、市長として責任がなかったわけではございません。このような事態となり、市政に混乱を招いてしまったことについては、重ねてお詫びするとともに、深く反省しております。

【スライド18ページ】

最後に、今後の取り組みについて、でございます。一つ目として、まずは市民のみなさまへの周知と説明を行ってまいります。今回の件を市民の方々に丁寧に説明することが重要と判断しております。北川原公園周辺4自治会地区の住民の方々については、4月25日に説明会を開催させていただきました。また、クリーンセンター地元5自治会地区の住民の方々についても、5月25日に説明会を開催させていただきました。今回、本日の説明会は、市民の方を対象としたもので、多くの市民の方にご参加いただけるよう市内の全中学校で開催していきます。また、ご参加いただけない方、他の会場の様子を知りたい方には、すべての説明会を動画配信しますのでご覧いただければと思います。

【スライド19ページ】

二つ目として、違法性解消に向けて検討会を設置していきたいと考えております。構成員としては、研究者や専門家を含めた会議体を組織し、市民参加、住民合意をもとに進めてまいります。検討にあたっての方針としては、まず 1 番目に「早期に違法状態の解消を図ること」二つ目に「行政に対する信頼の回復を図ること」三つ目に「新たな住民同士の意見対立、紛争を招かないこと」この三つを念頭に取り組んでまいります。また、検討方法については、様々な方策をご提案いただき、それを検証していきます。その提案の中から、技術面・財政面など総合的に解決策を導き、住民の合意形成を図ってまいります。私からの説明は以上となります。このあと今申し上げました検討会の詳細について、緑と清流課長より説明させていただきます。

【スライド20ページ】

緑と清流課長の高木でございます。私からは、今後取り組んでいく検討会についてご説明させていただきたいと思います。検討会につきましては、10月に発足したいと考えています。 任期は、令和5年10月1日から令和7年3月31日までとなります。月1回程度の頻度で開催し検討を進めてまいります。また会議につきましては、今回と同様にオンラインでライブ配信をして多くの方に参加いただきたいと考えているところでございます。検討会の委員といたしましては、市民参画、都市計画、公園、景観等の専門家、原告団の代表の方々、周辺住民の方、公募市民と市関係部長を予定しているところでございます。この説明会のお知らせと併せて、検討会の市民委員を8月末まで募集しておりますので、ご興味のある方は、ぜひご応募いただければと思います。今回ご出席いただいている伊藤先生にも市民参画や都市計画の専門家としてご参加をしていただくこととなっております。

【スライド21ページ】

検討会における検討プロセスでございます。まず、ステップ1といたしまして、課題解決に つながる方策を委員のみなさまからご提案いただきます。ここでは、ごみ搬入路の違法状態 を解消できる方策を様々な角度からすべて洗い出していきたいと考えています。 そのうえで、ステップ2として、ステップ1で出された方策の一次選定を行ってまいります。ここでは、実現可能性や費用などの概略により、実現性のある方策に絞ってまいります。次に、二次選定として、一次選定した方策について、より詳細に比較・評価し、最適案を導き出していくものでございます。一次選定や二次選定においては、影響のある北川原公園周辺の方々のご意見やご要望も伺いながら行っていきたいと考えています。

【スライド22ページ】

最適案が示されましたら、次の段階といたしまして周辺住民はもちろん市民全体での合意 形成が必要であると考えておりますので、ステップ4では、検討会でこの合意形成をどのよ うに行ったらよいのかも、ご議論いただきたいと考えています。その議論を踏まえ、ステッ プ5として、合意形成を図っていきます。一定の合意形成が図られたら、市で最終的に解決 策を決定するとともに、速やかに解決策に基づいた手続き、事業を実施し違法状態を解消し ていくこととなります。検討会では、少なくともステップ4までが役割となります。私から の説明は以上でございます。

(司会)

これより質疑応答の時間とさせていただきます。ただいまの説明につきましてご質問ご意見等がございましたら、挙手をしていただき、1 問ずつ質疑を行っていきたいと思いますのでご協力をお願いしたいと思います。なお手話による通訳をさせていただいておりますので、なるべくゆっくりとはっきりとご発言いただきますようお願い申し上げます。それではどなたか、ご質問がある方がいらっしゃいますか

(市民)

市長の文章に、今回の地元の長年の思いとは、よくあの出てきますけれども、その地元の 長年想いっていうのは、何のことを具体的におっしゃってるんでしょうか、書いてらっし ゃるんでしょうか。自分は地元の長年の思いを実現するために一生懸命やってきたんだけ れども、こんなことになって、あの残念だみたいな、そういう解釈ができるような文章、 何回か見てますけれども、地元の長年の思いっていうのはなんと思われてるのか、それを お聞きしたいんですけれども。

⇒ (市長)

当時の北川原公園のごみ搬入路を設置する、まあ可燃ごみ処理施設の建て替えをして、そして3市のごみの共同処理を進めるということ中で、北川原公園の中の搬入路について、長年にわたって、先ほど申し上げましたように、地元の対策委員会からですね、搬入路をなるべく生活道路を通してくるなという思いがあったということもあってそれを汲んだという意味で申し上げました。

(市民)

私も着席してやりたいと思います。搬入路だけそこを通してくれるなんていうことを、あるいは地元対策委員会にして

(司会)

すいませんもう少しマイクを近づけていただいて、

(市民)

あのマイクしないと言った方がいいかもしれませんけど、大きいので、 そのことだけで組み入れてというふうにしたっておっしゃいますけれども。 聞こえませんかやっぱり。

そういうふうにおっしゃっていましたけれども、地元、地元っておっしゃるけれども、対策委員会は代表として、そういうのを、意見を言うのはわかりますけれども、その一介のね、地元っていうものの状況がどういうものかっていうことを全然おわかりになってなくて、それで受け入れたっていうことですよね、結局その搬入路に対しても。実際ね、ここの地元っていうのは 777 世帯のうち、自治会加入者の 30%しかいないんですよ。その70%が対策委員会だからなんだって言って、ね、話に行ってそれを、はいそうですかって受け入れる、リサーチもしないで、そういうのは私おかしいと思いますよ。ある程度ね、

第2回 北川原公園ごみ搬入路関連 市民向け説明会 令和5年8月11日(金・祝)午後2時から:第一中学校

逐語録

裏もあれば表もあるんだから、両方ね、あの考えて、検討するっていうのは、本当のやり 方じゃないかと思っているんですけれどもどうでしょうか、それに対して。

⇒ (市長)

当時の進め方としてそういう風にさせていただきました。ただ今回はこの問題っているのは先ほど来説明させていただきましたように、この北川原公園ができた理由、経緯に地元に対して、これを都市計画決定した理由森田市長時代からのお話、これを踏まえての思いということも考えなければいけない。それを考えなかったということを深く反省しているという前提で申し上げております。

(司会)

手前の方。

(市民)

事実確認をちょっとさせてください。搬入路を公園内に設置したときには、また地元の4 自治会ですか、地元の人の合意はあったのか、ないのかっていうことが1点。あと東京都 から、都市計画法上不適合だって言われたときに、別のルート、例えばこっちの多摩川、 浅川沿いですか、ちょっと難しいということで、例えば、日野橋の南詰めからずっと多摩 川沿い道路、ずっとまっすぐ行けばクリーンセンター行きますよね。そのルートが東京都 から駄目だって言われた場合、別ルート、ブランBとかCとかっていうのはなかったん でしょうかね、お聞きしたいです。

⇒ (市長)

北川原公園内の搬入路を設置する場合に、地元の4自治会とワークショップ等をして、丁寧に説明した上で一定の合意は得ました。それから二つ目の質問として、搬入路の問題、他のルートを検討したんですか、ご指摘いただいた、多摩川沿い、日野橋から入ってくる、今ここはゾーン30が設定されていて、以前そこで深刻な交通事故も起きておりますんで、かなり厳しい状況であったということで、当然そちらはどうかという話は考えましたけども、そこは難しかったということでございます。

(司会)

他にご質問、ご意見ご質問ある方いらっしゃいますでしょうか。真ん中の。

(市民)

ちょっと時間的な経緯がはっきりわからないところがあるので、そこをまず確認させてください。こちらの資料では、ごみ処理施設の稼働がいつからっていうのが明確に書かれているところ見当たらなかったですけれども、こちらの3市の覚書では、稼働目標年度が平成31年度中とすると書いてありますけれども、稼動は平成31年度から始まったということでよろしいですか。

⇒ (市長)

試験運転はありましたけれど、本稼働は先ほど申し上げました令和2年の4月からです。

(市民)

そうしますと住民訴訟が平成 28 年の 10 月に行われているということは、稼働前から住民の方から訴訟があったという認識でよろしいですか。

⇒ (市長)

その通りです。

(市民)

ということは稼働前からこの搬入路の計画がもう出来上がっていて、それに対しての訴訟 ということなんですね。で、最終的には裁判に持ち込まれて、都市計画法違反であるとい う判決が下ったという経緯は、この令和2年から4年前だということはこれでよろしいん ですね。

⇒ (市長)

はい平成 28 年 10 月にまず住民監査請求があって、その棄却があって平成 28 年 10 月に住民訴訟にということになったということですね。先ほど申し上げましたように最高裁の不受理とは令和 4 年の 9 月の話でありますので、稼働し始めたのは令和 2 年 4 月ということになります。

(市民)

わかりました。ということは、住民訴訟が起きた時点では市の方では、最終的に裁判所の 方での判決に含まれているような、都市計画法違反に当たるという認識は全くなかったと いうことでよろしいですね。

⇒ (市長)

住民訴訟は、訴訟ですから裁判になっておりますので、当然そういうような内容で 訴えられております。それに対して市としては裁判ですから、そうではないという 判断はさせていただいたというとこであります。

(市民)

なるほど裁判が上告される中で、判決が変わったと。

⇒ (市長)

いや、そうじゃなくて、1 審、2 審とも日野市は敗訴しております。その上で最高 裁上告し不受理となったということです。

(市民)

- 1 審の判決が出る前にもう工事の方は、道路工事の方はもう粛々と進められていたと。
 - ⇒ (市長)

そうですね。

(市民)

わかりました。と、もう一点なんですけども、今後の進め方として、検討会これはもちろん、

進めていただくべきだと思うんですけれども、1点ちょっと確認したいことがあるんですが、検討会のプロセスの中で、まずステップ1で課題解決に繋がる方策の洗い出しと、ございますけれども、この課題解決については、その中で2から3へ絞るという流れになっておるんですけども、課題解決の中には、北川原公園内に今使われている道路はもう使わないという前提で進めるという考え方でよろしいんですか。それとも、公園、都市計画法ですか、それを変えて使える形にするという考えも含まれるということなんでしょうか。

⇒ (市長)

あの基本的に、公園内の搬入路は、都市計画法違反であるということですから、単純に考えれば、都市計画法というよりは、北川原公園の搬入路を公園から外すということをしない限りは、違法なんですね。それが一つの手段でありますが、それにこだわらずにあらゆる手段を考えるということで、この検討会を進めていくということです。

(市民)

ちなみに、今、道路は、搬入路はどういう状況になっているんですか。使われているんで すか。

⇒ (市長)

もちろん毎日使われております。3市のごみは可燃ごみ、そこを通って毎日のように焼却されておりますで。

(市民)

ということは違法ではあるというふうに言われているけれども、現実的には、そこを使わざるを得ないで使っているという状況。

⇒ (市長)

現時点ではそうせざるを得ませんので

(司会)

他に、前の紺色の

(市民)

すいません。ちょっと、あまりこれについてその勉強をしてないというか、情報が薄い中で、あの子供みたいな質問になっちゃうかもしれないんですけれども、原告のあの方にちょっと最初お尋ねしたいんですが、最初は、いいんですかね、原告団に質問しても。あの都市計画違反であるという訴えは結果的にもその通りだったということだ、と思うんですけれども、それで道の道路を作る費用を市に、市長が返還せよっていうようなことになったと思うんですが、訴え方としてご今更なんですけど、違反じゃないかと、違反であるならば、もう一度手順を踏み直して都市計画を変更するような手順を踏み直せと、その踏み直しにかかった費用は無駄な費用なんでそれは負担せよみたいな、そういうやり方っていうのはなかったんですか。そういうことってできなかったんですか。

,,

⇒ (原告団)

搬入路をどう見るかっていう点で、公園計画という都市計画に違反する違法なものだという認識では、原告団はみんな一致していました。しかし、それを、公園を、そこを狭くしてですよ、つまり、都市計画の中から公園から外して搬入路としてっていう考え方がないわけじゃなかったんですけども、多くの人は公園を大事にしたい、という前提が既にあって、公園を大事にする、搬入路の問題をどうするかっていう、その順序で考えておりました。改めてそういう目でこの公園計画が出てきたんですね。でもさらに言えば、下水処理場が作られるときの経緯から、広報に残されていた当時の市長の意見なども、大いに私達は参考にして、その精神に賛成してですね、今やっぱり迷惑施設が集中する地域だというだけでなくて、ちゃんとした公園もある、まち全体としていいまちなんだっていうことを、そういうまち作りをしようという原点に、きちんと立つ必要があるだろうと。それはお金がかかるから駄目だとかっていう議論ではないだろう、というふうに考えました。

(市民)

もう一ついいですかね。他に、その裁判中に他にこういうルートがあるみたいなそういう 代替案みたいなのが出たんでしょうか。もっと合理的なルートがあるみたいな、そういう のはそもそもなかったんですか。

⇒ (原告団)

関連します。関連しますので原告団の方から、そういう、もちろん議論は、あの私 たち何度もしていますし、行政との間で判決確定後も、そういう議論を既にしているつもりでおりますけれども、ともかく、どういう議論をするにしても、現状やっぱり法律上許されないことであるということをしっかり司法的には判断も受けないと、もう物事を進められないだろうまずはそれをストップしましょう、いうところからスタートして、しかし今の住民訴訟制度から言うと、お金の使い道についての市長の個人責任っていうような法律の枠組みがあるので、その枠組みを使ったと。司法はそれに対して違法ですよって言ってくれたわけですけれども、その枠組みあくまでお金の使い方についての行政の長個人の責任っていう枠に入っているので、直ちに違法の通路の使用を止めるとか、他にやれとかっていうそういうような法的な判断ってのはそこにはないわけですね。だからその判断は、市民自治のテーマとして、皆さん僕ら、市長、日野市に対して、司法からどうするんですか、皆さんが自治の問題として考えるべきですよ、という風に提起されていると私達は受け止めております。

(市民)

いいですか。他にあれば、

(司会)

後ろの方。

公園を維持するとか、それから搬入路をどうするかっていう問題に対して、現在 100 台 ほど増えているという発言があったかと思いますが、何で 3 市でやらなければいけないん でしょうか。日野だけでやるようにして公園としての組織を残す、それから他の二つの市 のごみを入れる交通量を減らすっていう考え方にはならないんでしょうか。以上です。

⇒(市長)

まず、日野市のごみ搬入、ごみの可燃ごみ処理炉が老朽化して建て替えの時期を迎えて来ました。で、小金井は当時ご存知かもしれませんが、ごみの搬入炉を作る場所がなくて、要は各市にごみの可燃ごみの処理を委託している状況、国分寺も同じように可燃ごみの炉が老朽化しているということで、広域的にごみの処理をしたいという申し入れを2市からいただいたということがきっかけで、3市のごみの処理をやろうという話になったということであります。ごみの分野に限らず広域での自治、いろんなテーマを3市で複数の自治体でやるというのは、ごみについても、各市各地域で三多摩でも衛生組合という形でやっておりますので日野市もそういう形をやろうと。それによって、費用の削減等もありますので、そういうものそういう形で問題解決を図ろうと思って、始まったということであります。その結果ごみの搬入路を通る車両数が増えたということでございます。

(司会)

前の方。

(市民)

なんて言いますかね、そもそもなんですけども、道路を使わなくちゃいけないですよね。搬入、その既にある道路、直すかなんかしてやらなくちゃいけない。たまたまここに 20 号バイパスがあって、それからこういう公園があった。これうまいやっていうんで、これなんか通した感じもしないでもないんですよ。市長が先ほど言いましたけども、この市道2 号線をね、ずっとこういうような形ってのは当然じゃないかなと思うんですけど、私は。だけどもそこに何かいろいろ障害があるっていうのは、なんとなくひくくっちゃって終わりになっちゃったんですけど、これはやっぱし、20 号線をくぐってですね、まっすぐ行って、日野市の日野バイパスの脇、バイパスじゃなくて、日野橋の脇に出てくるのは当然だと思うんですよ私は。なぜこれをね、もう計画の最初からもうないような感じになって。それよりもなかったような感じがするんですけど。非常にこれ疑問に思っているんですけどね。これがあると非常に良いと、こういう公園もあって、20号がちょうどうまく上を通ってってくれてそこに上がっていけばいいというような形で、この道ができて安易にできたような感じがするんですよ。そもそも計画がおかしかったんじゃないかなっていう感じです。と思います。

(司会)

ご意見でよろしいですか。

ご意見というか、先ほど市長がスススって何か日野橋のたもとに出てくるのは難しいからってスってくくっちゃったけど、その辺もう少し詰めてみたらどうでしょうかね。 なんかこうあっさりといちゃってるんですけど、この道は本当に本命だったと思うんですよ。 そうしたらこんなことは起こらなかったはずです。

⇒(市長)

はいもちろん地図を見て、今現在のクリーンセンター北原公園搬入路から多摩川沿いに出てクリーンセンター入ってますよね。それを日野橋から来てもらえば、非常に合理的で、この問題が発生しない、そうできればいいんですけどやはり沿線住民の意見があって、やはりそこには以前、子供でしたかね、子供がダンプなんかに跳ねられてという事件があって、非常にナーバスになっていて。車両の増加ということがあって、なおかつ今あそこはゾーン 30 がずっとあるんですね。いや、要は車両の進入や車両の増加に対して非常にナーバスになってる住民感情があるのでかなり厳しいということは、我々この間に一定の確認をさせていただいておりますんでそこはかなり難しいと。そうできれば一番いいんですけどね、なかなかそれが難しかったと、いうとこなんですよ。

(市民)

そういうもんでも無いと思うんですよね、道路なんですから通って良いですよね。

⇒ (市長)

いやそうですけど、道路の沿線には住民の方いらっしゃいます。そこはあります。

(市民)

私としては一つの案ですけど、そこ何とか道路なんだから、そもそもね。それをなんかこう、逆にこっちが訴えられるとかですよね。こんなとこ通ったら、こんな道つくったら。道路があれするんなら一向にかまわないということです。もう一つね、私たまにクリーンセンターいくんですけど、モノレールの方から新井橋の方からですか入っていく道ガラガラですよね、今割と空いている。新井橋の袂から入っていく道があるでしょ。土手の上の道そんなに空いているんですよ割とね、休みに行くからかな俺は。そんなに空いてない?両方使っている訳ですよね、今ね。だけどこっちの方が多くなっているんですか、多摩川沿いの方が。それが分散してもいいんじゃないかなと思うんだけどね。

⇒ (市長)

先ほど、ご説明しましたように、今おっしゃった新井橋のルートは日野市の中の不燃ごみであるとか、他のごみの搬入に使っているというとこです。可燃ごみについて、北川原公園から多摩川沿いに出るルートを使っていということです。だから以前は、ご存じの通り、新井橋の方の通りについては可燃ごみも使ってましたんで台数が多かった。その分が減ったということですね。

(市民) 最後にね、やはり日野橋の袂に出てくる道ですね。これやっぱり何か考えた方がいいんじゃないかなと思って、私は。

⇒ (司会)

すいません、今後の検討会の中で、そういう多摩川ルート浅川ルートをいろいろあろうかと思いますので、その中で再三あらゆる方策を検討した中で最適な案をというふうに、選定をしていきたいと思っておりますので、その中の一つとしてはあろうかと思いますので、そこで皆さんにご説明できるような、評価、比較をさせていただいて、あの決めて決めさせていただきたいと思っておりますので、ご意見として伺っておきたいと思いますのでよろしくお願いします。

(司会)

他に、他にはまた、すいません。1回目の方から、

(市民)

ありがとうございます。今日説明会に参加させていただいて、最初市長のご挨拶なんかですね、東京都のこの判定っていうかの兼用工作物に当たらないという判断があったと私これ知らなかったんですけれども、紙にも書いてなくてですね、今日お言葉を聞いて、そういうことがあったんだなというふうに思って。それちょっとその点についてお伺いをしたいと思うんですけれども。普通はやっぱりその、そういう判定判断みたいなものがあればですね、それに従うんじゃないかなというふうに思いました。私、すごい不思議で、ここをちょっともう少し詳しく教えていただきたいと思います。そのなぜ、その東京都から兼用工作物にあたらないんだったら、別の方法を考えなかったのか。組織として決めているので、市長さんの方から、いろいろ合意があるからね、やっぱ進めなきゃいけないんじゃないかというそういう話があったのか、それでもやはりその、例えば市役所の方で、やっぱりこれはなかなか難しい問題なので、東京都の判定に従わないってことをどういう形でその決めていたのか、ちょっとその辺詳しくわからないので、教えていただきたいと思うんですけれども。

⇒ (市長)

まず平成 27 年兼用工作物としてという話があって、ただ、東京都の判断は公園の 効用を高める施設としてはいかがなものかという、そういう判断をいただきました。我々当時、であればということで、いわゆる公園として、その搬入路部分を公園としての決定から外すみたいな、暫定的にということも検討したんですね。ただ、なかなかそれでは他の、例えば 20 号バイパス下の部分を国交省に借りる場合とか、いろんな調整があって、それでは難しいということになったと。一方で国交省の方からは、兼用工作物になる・ならないは、もう市町村の裁量でもあるんじゃないかという話もあって、我々も非常に混乱して。またそこの部分の法的には甘かったということの中でこういう形にしたということになりました。

ありがとうございます。ともう少し詳しく確認したいんです。東京都の方は、当たらない んだけれども、国土交通省の場合、当たるかもしれないみたいな、そんな感じだったんで すかね。

⇒ (市長) そのときは要は、我々相談として当然東京都や国交省の話をいろいろ話をする機会がありましたんで、そのときにそういう話をしたということで、決定するのは多分、あの市町村になりますんで、お墨付きをもらってどうしますという話ではないんですね。

(市民)

わかりました。ありがとうございました。なんていうのかな、こういう判断は、すごい難しいんじゃないかなと思います。その当たるのか当たらないのかっていうね、それはその市役所の方でその判断しなければいけないという、そういうこの事案は難しいことを市役所の方でも判断しなければいけない、そういう点があったんだって、そういう理解でよろしいわけですかね。

⇒ (市長)

もちろん、ですから、裁判で否定されたように、ギリギリのラインでね、つまり明らかに公園の効用を高めるものという、わかりやすい事例ではない、なかなかギリギリで。どうしても搬入路を通す必要があるのとそれを公園の価値を高める、その両方の機能を持たせてどうするかっていう、当然そういう悩みがあるわけです。その中で、なかなか厳しいよっていう話もあってということがあったというとこです。

(市民)

なるほどありがとうございます。違法状態の解消に向かうという事も、ぜひやっていただきたいと思っておりますけれども、どうしてそういう判断をしたのかという、しっかりと振り返ることがね、私大事なんじゃないかと思います。私は、事件とかその裁判のことについては新聞報道で知りまして、それまで全くその興味も関心も正直ありませんでした。結果としてね、やはりその市長が2億5000万円、個人で判断する、私、本当にびっくりしましたよ。こんなことがあるんだなというふうに正直思いました。その後、議会の方でね、放棄されたということですけれども、やはりこの違法状態の解消に向かう前に、どうしてそういう判断をしたのかということを市の中でね、私しっかりと振り返っていただきたいと思います。

(司会)

ありがとうございます。他にまだ、よろしいですかね、2回目の方が手を挙げられているので、そちらでもよろしい。

(市民)

とりあえず、前の男性の方。

まだ事実確認ですが、判決文は、都市計画違反という、概念的な結論でいつまでに撤去しろとか、そういう判決の命令はないってことですね。あと一つの訴訟の損害賠償は、債権放棄で、「ちゃら」っていうか、それは解決したということで都市計画違反っていうのは残っていて、具体的にいついつまでに撤去しろとか、早く解決しろということはなくて。違反だから解消しなきゃいけないのは当然ですけども、そういう認識でいいんでしょうかね。それと、あと稼働から30年ということなんですけども、令和2年稼働して、検討会で結論が令和7年で、何ともう5年経っていますよね。残りが25年なってしまうと、概ね30年だから35年でも、もう極端に言うと39年までは、30年の延長だからよしとしても、なかなか時間がないですよね。そういうことから含めて、あと余談になりますけど、委託業者のホームページ見ると、委託は20年間やるってことになっているんですけども、その30年と20年の、ちょっと趣旨が違うかもわかんないですが、質問の。そのタイムラグっていうのは。あれですかね、撤去する時間が10年ぐらいかかるからっていう事なんですかね。

⇒ (市長)

はい、裁判の判決の内容は、期限はありません。先ほど弁護団の方からもありましたように、いつまでにという話ではなく、直接それの差し止め請求等が、という裁判の性格じゃないものですから、期限はありません。ただ違法状態ということであって、ただそれはもうちょっと一刻も早く解消しなければならないという意味はもちろんあります。それからもう一つが、年数が経った場合、30年の話は当然、30年というのは令和2年、要は稼働始めてから30年という話でありますから、当然、30年待ってからじゃなくてその前に一刻も早く速やかに次の炉をどうするかというのを、にしても協議を始めるということです。それから最後の契約の委託の問題をちょっと担当課の方からお答えします。

⇒ (施設課長)

施設課長の細谷です。すいません、今20年間の委託契約をしているというところで、概ね稼働は30年というふうに考えてますけども、まずは20年という範囲で行って、決めてまず委託を出すと。20年経ったときにですね、また大規模改修であったり、そういうそのときの劣化状況もありますので、そのときに判断して残りの年数をまた改めて委託を出すというような形でやっていますので、まずは最初の20年間をしっかり運転をしてもらうという形での20年間という契約にしているという状況でございます。以上です。

(市民)

じゃあ、概ね30年というのは20年経って残りは10年だけども、特に10年とは今のところは未定という事ですよね。30年で概ね廃止して市外に処理場を作るという事の30年というのは限界という事ではないのですか。

⇒ (市長)

逐 語 録

いや、それは炉の性能としての問題としての20年プラスという話。これ浅川清流環境組合の炉に限らずですね、あのごみの搬入炉はそういうふうに契約して残りはどうするって話があるわけです。その問題と、ごみの3市共同のごみを、次をどうするという話はちょっと別の話ですね。その技術的な可能性に縛られているわけじゃありませんので。

(司会)

女性の方

(市民)

先ほどの方も、あの浅川沿いの道にはクリーンセンターが、道の先にはありまして、この クリーンセンターの前に、皆さん都立日野高校があるの、ご存知だと思いますけれども、 そこはもう浅川清流組合の、もうすぐ隣です。そこにはあの、私は地元です。地元の方に は、あのクリーンセンター、地元のクリーンセンターたよりっていうものが、個別配布さ れてきます。それが都立日野高校へは創刊から14年も経つこのクリーンセンターたより が届けられてなかったことが、去年の1月6日に判明したり、年に4回程度発行する予 定とあるのが、今年はまだ発行なしであります。やはり発行していただきたいですよね。 年 4 回っていう約束があって、こういうふうなものがあって今日持ってきました。市長さ ん、これ前のクリーンセンター長たちが出しているものを見ていただいて、それに、今回 また水銀で高濃度の8倍もの394という高濃度の水銀が排出されているんです。それ を、私達未加入者の 70%の自治会以外の人は全く知らされておりません。広報を見れば 書いているだろう、注意して、そういうふうなことがありましたっていう。それだけで、 それだけじゃないんだけど、ちゃんとしてね、数値がどういうふうにして上がっていった かとか、何でこんなに8倍もの高濃度のものが、高校の人たちもそうですし、生徒、先生 もそうだし、私達地元の、未加入者の人がね、全部吸わなきゃいけないのかっていう、そ ういうことがあるので、市長にね、今度からクリーンセンターたよりのね、明文化を要望 いたしますっていうことで、私今日持ってまいりましたので、後で受けていただきたいと 思います。とりあえずの回答は8月中でお願いいたしますということでね。14年前、ク リーンセンターの地元の皆様にお伝えするものが何もないからと、崇高な精神で始まった クリーンセンターたよりを明文化することを要望しますということで書いてきましたの で、後ほどよろしくお願いします。

(司会)

ご要望としてお受け致します。すいません他には。

(市民)

資料の3の(2)なんですけど、ちょっとあげてくれます。ページがついてないんで何ページでしょうかね。ごみの搬入状況。3市共同処理なので、あるところは減ってあるところは増えたっていうふうな赤字の表示になってるんですけど、これ、国分寺と、それと小

金井市からの搬入をやめると、この赤の文字のところはどうなりますかっていうのが一つ 目の質問です。なぜこの質問しているかっていうと、違法状態を解消するためにあらゆる 方策を検討するっていう中に、2 市からの搬入をやめて、この覚書を破棄するっていう可 能性も入っているかどうかっていう事が前提で聞いているんですけど、そうした場合にこ れはどうなるかっていうのが質問です。

⇒ (施設課長)

施設課長の細谷です。今、多分下の浅川堤防ルートが90台、多摩川堤防ルートが170台というところのお話で、これが1市になるとどうなるかっていうところかなと思うんですけども、小金井、国分寺の台数がおよそ70台程度ですね、多摩川ルートのところに入っていますので、今日野市だけで見ると90台ちょっと、100台程度ですかね、90から100台程度が日野市の台数という形になりますんで、それが3市の内訳というような形になります。

(市民)

ごめんなさい、赤字の 90 と、170 の 260 が 100 になるというふうにおっしゃっていますか。

⇒ (施設課長)

ごめんなさい。下の 170 が 100 になるという。

(市民)

90 をそのまま残るということですか。

⇒ (施設課長)

そういう事ですね。

(市民)

3 市共同の前の 160 が 190 に 30 台増えると。他市を確かに入れなくてもそういうことなんですね。

⇒ (施設課長)

今、ちょっとルートが変わった関係があってですね、ちょっとそういう形になって いますけれども。

(市民)

他市の2市から入れないと今回問題の、公園内の道路は使わなくてよくなるんですか。それとも使う前提ですか。

⇒ (施設課長)

使う前提というのはないですけれども。

(市民)

ちょっと使わない方策も考えられるということなんですね。

⇒ (施設課長)

先ほど話がありましたようにあらゆる方策を検討してという中で使わないというの も可能性としてはあると思います。

(市民)

なるほど上のブルーの字に戻るってことですね。浅川の堤防ルートもできるということで すね。

⇒ (施設課長)

浅川ルートを使うってなれば浅川ルートで全てを、っていう。可能性としては検討の一つにはなると。

(市民)

なるほどそれか、可能性としては捨ててないということですね。はい、わかりました。 (司会)

他にありますでしょうか。

⇒(市長)

すいません。一点だけ今のご質問で、あらゆる方策の中に3市共同やめるという話は、これはありませんので、30年後に向けて3市で再確認、速やかに協議をするという話で、原告団との合意もありますんで、それを前提に搬入路をどうするという話も始めるということでありますから、3市のごみ共同化を今この間、このステップで止めにするという、方策は申し上げませんがそれは入っておりません。

(市民)

という事はあらゆるっていうのは、外さないといけないという事ですよね。除外条件が一つあるわけですね、あらゆる方策を検討するっていう条件の中に除外条件が一つあって

⇒ (市長)

その「あらゆる」っていった場合に、そういうふうになりますね。

(市民)

それは言うべきじゃないですか。

⇒ (市長)

説明として原告団との合意の中で4つありまして、その中の前提としてお話をしま したが、それをもとに進めるということでありますから、それを前提にという話で あります。

(市民)

それは原告側との関係ですよね。今市民への説明会の話をしているんですよね。市民との 説明の中には、この話を入れた方がいいんじゃないですか。

⇒ (市長)

ええわかりました。すいませんでした。

(司会)

では、前の方。

すいません、何度も。ちょっとこの流れと全然逆行するような感じになるんですが、私個人的には、今の搬入路、違法なのは間違いないと思いますし、手順とか経緯も間違っていたんだとは思うんですが、結果的にはこのルートは非常に合理的かなと正直思ってしまっているんですけれども、これ都市計画を変更すれば、これが合法化されるっていう認識で間違いないのかっていうところと、その都市計画変更する手順をきっちり踏んでいくと、最短最長でどのぐらいの期間を要するのかっていうなことをもし把握されていたら教えていただきたいんですが。

⇒ (市長)

はい、都市計画を変更、つまり今の搬入路は公園としては、公園として認定するには、都市計画法違反だということで、それを変更する、つまり公園面積を削るという話ですよね。で、まず都市計画の変更自体が、かなり手続きが大変です。大変っていうのは、いい意味で大変なんですけども。案を、例えば行政が出します、それに対して、様々な住民意見をいただいて、公聴会が開かれて、最終的に都市計画決定をしますけども、市の都市計画決定変更だけではなくて、東京都の承認等も必要になって、その場合にその内容について、非常に住民の対立があるような状況ですとなかなかそこは、先に行かないということもありますから、かなり熟議が必要であります。簡単手続きでありませんので。ということは事実上、今回のような検討会と同じようなことをやらないと、なかなか難しいということになります。かなり手間隙がかかります。まして都市計画決定変更というのも、既存の決定を減らすというのはなかなか厳しいことですね。それはなかなか難しい。削る場合には代わりにどっか用意してよ、って話が必ず来ますんで、なかなかそれも難しい話になりますんで簡単な話ではないということです。

(市民)

仮に、これ最後にします。このままで公園の効用を増す役割がないっていうようなそんな 議論があったっていうことなんですけど、例えば、緑のトンネルのようなものを作って景 観に寄与するようにするとか、コンクリートで滑り台、子供が遊べるような滑り台にして トンネルを作るとか、そういう工夫をすることで効用を高める工作物にこれで入ったね、 都市計画は、面積は削らずにこれで OK なりましょう、しましょうみたいな可能性もある んですか。

⇒ (司会)

すいません。あらゆる方策ルートを変えるという、違法状態を解消するあらゆる方策の中にはそういうものも、あらゆる方策なので入ってくると思います。一次選定、二次選定を行う中で、具体的に絞られた段階なのかその前なのかあれですけれども、当然東京都なりその関係機関との協議をして、また市民の皆様の合意とかそういうものも含めて判断をしていかなければならないなと思ってますので、それはこの検討会の、検討の中でですね、いろいろ詳細なあの評価なり比較なりをさせていただいて、それもあの皆様にご提示をして、こういう判断でこういう案にしたと

いうようなことをちゃんとご説明をしたりにしていこうというふうに考えているところでございます。

(司会)

すいません。もうお時間も、すいません、ありますので、もうあと1、2個で、っていう ことで。

(市民)

どうも初めてであまり詳しくわからないんで、変な質問するかもしれませんけども、先ほ ど市長の説明で、小金井だとか、国分寺は老朽化してて、新しいところを作る場所がない ところもあると、いうことをちょっと言われたような記憶があるんですけども、今、日野 のものは、あともうね30年足らずで老朽化して、新しいものを作らなくちゃいけない訳 になるわけですけども、その小金井、国分寺市に対して、いつから、おたくお願いよ、と かあるいはうち引き受けるよとか、あの国分寺とか小金井がね、そういう協議をもう始め ているのかどうなのか、いつからそういう協議を始めるのか。そして当然小金井市あるい は国分寺市では、そういう3市共同の施設が作るとなったら、もう住民の方、反対すると 思うんですけどね。そういった意味で、かなり時間かかると思うんで、そこら辺はどのよ うに考えているのか。それから伊藤教授にちょっとお聞きしたいんですけども、こういう 共同のところが、他の国内でね、ほかのところでもあって、ポンポンポンと上手いこと変 えられているなあというような例があるかどうか、もしそれであればどれぐらい期間をか けてそういう協議が進んだかどうかという、そういう実例があれば教えていただきたい。 あるいは先生としてのその、こうやったらうまくポンポンポンポン3市がまわるとか、い いごみ処理の解決ができるんじゃないかという提案があれば教えていただきたいなと、と いうことで、ちょっと多岐にわたっておりますけども

⇒ (市長)

最初に3市の次の協議ということで、当然事務レベルでは話は始めております。ただもう少し本格的に今回の件を踏まえて、市民レベルでも、し始めていかねばならないというふうに思っておりますんで、それをどうするかと真剣に考えて、これから実施していくというところが、現段階です。

⇒ (伊藤教授)

適切な事例を今ちょっと把握しておりませんので、またちょっと調べてお答えできることであればお答えしていきたいと思いますが、なかなか簡単なことではないように、いろいろ今伺っておりまして感じております。

(司会)

すいません。ちょっと時間もあれなんで、次最後ということで。はい最後ということで、 すいません。

あらゆることを検討しましょうということなんですけどもね。この多摩川と浅川に囲まれたところで、なんかとにかく道を作らなくちゃいけないでしょ。その中で私が言ったその真っすぐ行くのに、何がね、そのゾーン30とか何かじゃなくて、あそこのり面もあるはずですよね、確か。なんかこうバイパスっていうか、何かそういうことは考えられないんですか。

⇒ (市長)

先ほど司会も申し上げましたように、そういうことも含めて、技術的な検討ということでありますんで、既存の状態を前提とするなら知恵出ませんので、当然いろんな知恵と工夫が必要ですし、そこにはいろんな分野の専門家の知恵も必要ですんで、それらも動員しながら検討していきます。

(市民)

この道を使うのが一番いい感じがしますよね、これ。それを実現したいな。

⇒ (司会)

すみません。ご意見はちゃんと検討会の方にも、本格的な検討の中でもご意見があったということは伝えたうえで、進めていきたいと思います。

(司会)

すみません、お時間ももう 1 時間半ということですいません。最後ということで (市民)

皆さんのお手元に、こういうプリント、3市の覚書の運営に関する覚書っていうプリント がありますので、見ていただけますでしょうか。その9項目のところに、書いてあること なんですが、稼働期間および稼働の設置場所っていうことで、この新しい可燃ごみ処理施 設は、おおむね30年稼働すると、そして稼動後適切な時期より構成団体のメンバーで共 同処理について検討再度検討する。そして引き続き、この3つの団体っていうのは小金井 国分寺日野市の3つの団体なんですが、それが、まだ続けるのであるならば、施設の整備 や運営する場合には、次期支援施設の設置場所は、甲の区域外、日野市の区域外にするっ て、これがあの決まってるんですね。私がちょっと言いたいのは、今回この稼働して、 今、3 年目になるんでしょうか、に入っているんですけども、3 年目なんですが、私は今 もう一度検討するっていうその適切な時期が今ではないのかなって思うんです。先ほどか ら何人かの方もおっしゃっていますが、30年ってすごく長いようですが、ごみ処理施設 を、例えば小金井や国分寺に作るとしても、長い間、ごみ処理がないところで、また住民 にね、説得して施設を作るというのは非常に大変なことです。おまけにもう皆さんもご存 知のように、日野市の中でも、畑や田んぼはこの頃宅地化しているのをご存知ではないで しょうか。どんどん畑や田んぼがなくなっています。税制が、詳しいことはわかりません が、田んぼに対する税制が変わってきたので、今はどんどん畑がなくなって、宅地化して います。これは日野市だけの税制の変化ではなくて、日本中が今そうなっていますので、 小金井でも国分寺でも、今まで畑だったところの場所がどんどんなくなっていくんです。

今、浅川清流組合は、次の可燃ごみ処理施設の場所を決めるのは、令和 17 年度から、17 年度って 12 年後です。12 年後に、果たして、小金井や国分寺にゴミ焼却炉を建設する 用地が確保できるのかどうかって、その辺のところはすごく厳しい状況ではないかなって 私は思っています。ですから、今この違法判決が出るっていうことは、これは日野市にと ってとても大きな問題ですが、ごみを出している小金井や国分寺にとっても、とても大き な問題だと思うんです。ですから、この3市のこの行政が違法のまま、ズルズルとこれを 続けていくっていうことは、やっぱり行政としては絶対良くない姿だと思うんですね。で すから、ぜひとも話し合っていただきたいと思うし、その話し合いの中身も、一つはこの 共同処理のあり方、これはさっきからお話が出ていますが、共同化なのか、それとも、も う 1 回、単独のところに戻していくのか。またそれとも全然別の形にするのか。" 例えば生ゴミなんかをバイオでね、やってく焼却していく焼却じゃないやバイオでなくし ていく、肥料化して解決していくとか、30年後っていうと、2050年です。脱炭素をゼ 口にしていくっていうそういった今、この気候危機の段階で、本当にこの焼却炉っていう のを続けていくのかどうかっていうことも、地球規模のとても大きな話ですけども、本当 に大きな問題ではないでしょうか。もうあと2、3日したら大きな台風が来るっていうこ とも、こういった気候危機の変動によってもたらされている可能性が高いという状況なの で、本当にこの共同処理のあり方そのものから、きちんと話し合っていく必要があるんで はないかと思うんです。皆さんご存知のように、この広域化のごみ処理の決定は、2012 年の 11 月のマスコミの発表で市民が知りました。びっくりしました。私自分の息子がひ どい喘息ですので、調布に住んでおりましたけども、この緑と清流の日野市が本当に自然 が多くあったので、ここに越してきましたけども、なかなか息子の喘息は治りませんでし た。よく考えてみたら、私の家の北には、焼却炉があったということなんですけど、焼却 炉全てではなくて、排気ガスの問題もいろいろありますけども、そういう状況の中でね、 本当に、脱炭素の問題、それから、後半のところに、もし3市のこの枠組みが継続するな らば、っていうことで、3市のうちの一つが抜けたら、どこの市にも移らないっていうこ との可能性も出てくる。日野市の中で、30年よりもまたズルズル延びてしまう可能性も あります。そういったことも踏まえて、本当に早く、話し合いを解決していただきたい、 あのすべきだと思います。それも、これまで市民がそっちのけになって、反対という、ど この説明会でもこういうふうな説明会のとき、多くの方々が反対しました。でも、そうい ったところを本当に、あの無理くりに進めてきたこの日野市のごみの行政のことを反省す るならば、市民の意見を聞きながら、本当にどうしたらいいのかっていうところを、しっ かりと考えていく必要があると思います。石田の地区は、昭和 34 年に初めて日野市に焼 却炉ができました。今年もう60年以上になるんです。あと27年続いたら、もう本当に 90年近くなりますね、その前から焼却はしていましたので、施設はなくても。本当に90 年以上、あそこのところでゴミ焼却炉が続くっていうこと自体、私達は本当にあそこでい いのかどうかっていうことを真剣に考えなければいけないんじゃないかなというふうに思 います。ですから私が今一番言いたいことは、共同処理のあり方も含めて、本当に日野市

第2回 北川原公園ごみ搬入路関連 市民向け説明会 令和5年8月11日(金・祝)午後2時から:第一中学校

逐語録

と国分寺市と、それから小金井市の3市の行政はもちろんのこと、市民も加えて、本当に話し合いをぜひとも早急に進めていかないと、30年という時間はすぐ経ってしまいます。ぜひその点について、今日の皆さんの含めたごみ搬入路の問題。そして、たくさんの迷惑施設が重なっている石田の地区に本当に豊かな公園を作るっていう、40年前に日野市が住民に約束したそのことを、無下にもね、反故にして、やっぱりあそこに搬入路を作っては駄目じゃないかなと思います。用地の、日野市部分の用地を取得したっていいます。その時、取得するとき、民間の人から市民の人から、ここは公園にするからって言って、日野市は土地を取得しました。その約束もちゃんと忘れずに、きちんとした話し合いがぜひともしていただきたいと思っております。以上です。

(司会)

すいません。定刻を少し過ぎてしまいました。申し訳ございません、以上をもちまして北原ごみ搬入路のこれまでの経過と市民参画による違法状態の解消策検討会の発足などについての説明会を終了いたします。すいません。お時間が短い中で申し訳ございませんでした。今回アンケートの用紙もお配りしておりますので、他にご質問やご意見ご要望がございましたら、ご提出をいただければと思います。またお配りしております広報ひのでの開催の案内の中にもですね、ご意見をいただける、あのQRコード等もありますのでそちらをご使用していただければと思います。今回皆様からいただいたご意見やご要望につきましては、これから始める解決策の検討にも活かしていきたいと思っております。また、その検討経過や結果につきましては、何らかの形でご報告、ご説明をさせていただく場を設けたいと思っておりますので、よろしくお願いします。本日は長時間にわたりご協力をいただきありがとうございました。今後もどうもよろしくお願いいたします。